

貴和・貴志川高等学校同窓会会則（改正版）

- 第1条 本会は、貴和・貴志川高等学校同窓会と称し、事務局を母校内に置く。
- 第2条 本会は母校を中心とし、会員相互の親睦と教養の向上を図り、併せて母校の教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の会員で組織する。
- 1 正会員 本校卒業生及び本校に在学した者で役員会に於いて加入を認められた者
- 2 特別会員 本校現職及び旧職員
- 第4条 会員はその住所、姓名、職業等に関する変更を速やかに本会事務局に報告する。
- 第5条 本会では次の事業を行う。
- 1 会報の発行
- 2 親睦会、講演会、講習会等
- 3 本会の目的を遂行するに必要な事業
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 理事 年度各クラス2名選出
- 4 書記 1名
- 5 会計 1名
- 6 会計監査 1名
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- 3 理事は会長を補佐し、重要事項を審議する。
- 4 書記は本会の会務を処理する。
- 5 会計は本会の会計を処理する。
- 6 会計監査は会計を監査する。
- 第8条 本会の役員は総会で選出し、役員任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条
- 1 本会は毎年1回総会を開く、ただし必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 2 学年会、学級会は必要に応じて開催する。
- 第10条 総会に提出する事項は次の通りである。
- 1 会務会計報告
- 2 予算の審議及び決算の承認
- 3 役員選出
- 4 第5条の事業に関する事項
- 5 会則の改正
- 6 その他運営上必要と認めた事項
- 第11条 本会の経費は入会金及び寄附金で維持する。
- 第12条 新会員は入会に際し、入会金1,300円を納入する。ただし必要に応じて臨時費を徴集することができる。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計は、一般会計及び特別会計（調整基金としての会計）からなる。
- 第14条 本会には次の帳簿を置く。
- 会務記録簿、会員名簿、会計簿
- 第15条 本会則は総会の出席者の過半数の同意で変更することができる。可否同数の場合は議長が決する。

附 則

- 1 昭和59年1月18日から施行する。
- 2 平成21年9月5日から一部改正する。
- 3 平成25年8月24日から一部改正する。
- 4 令和元年8月24日から一部改正する。